

裁決書

審査請求人が令和４年３月３日付けで提起した処分庁による特定教育・保育施設等利用調整結果通知書に関する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和３年１０月２１日、審査請求人は、処分庁に対し、和光市内の他の施設への転園希望として特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込み（以下「本件申込」という。）を行った。
- 2 令和４年１月１４日、処分庁は、和光市子ども・子育て支援会議支給認定審査部会（以下「支給認定審査部会」という。）において、令和４年４月１次入所児童の審査を行った。
- 3 令和４年１月２７日、処分庁は、審査請求人に対し、特定教育・保育施設等利用調整結果に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 令和４年３月３日、審査請求人は、本件処分を不服とし、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分について、

(1) 審査請求書による主張

ア 審査請求人は、令和３年１２月１３日頃に、処分庁に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業申込取下届（以下「取下届」）の投函を行った。

しかし、処分庁は、取下届を受け取っていないことを証明する根拠がなんら存在しないにもかかわらず、転園の決定の取下げをしなかった。

イ 審査請求人は、１月末日において処分庁に対し早急に事態の解決（転園の決定の取下げ）を求めたが、処分庁は、何ら努力をしなかった。

ウ 審査請求人の児童は、保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず、こ

れまでどおりの希望の保育園に通えないことから保育を利用できないことにより就労が困難になり、生活が困窮するため、処分庁は、日本国憲法第13条、第14条及び第25条並びに児童福祉法第1条に違反している。

エ 市町村は保育を必要とする場合において、児童を保育所において保育すべき義務を負っているにもかかわらず、その義務を果たしていないため、処分庁は、児童福祉法第3条の3及び第24条第1項に違反している。

オ 審査請求人は、本来であれば現行の保育園に継続して通うことができたにもかかわらず、不当な本件処分によって希望しない保育園に入所させられ、ひとり親で調整等も大変であるのに負担がかかり精神的ダメージ、経済的なダメージを与えられており、権利を侵害されている。

カ 処分庁は、公正な方法での利用調整や、努力義務を行っていないため、児童福祉法第24条第3項に違反している。

キ 審査請求人は、対応した処分庁の職員から人権侵害を受けた。

ク 処分庁は、審査請求人が提出した文書を紛失している可能性があり、個人情報管理に係る関係法令並びに行政手続法第7条及び第9条第1項に違反する。

(2) 反論書による主張

ア 処分庁は、弁明書において「保育サポート課に取下届を郵送した旨の連絡及び到達の確認についての問い合わせは来ていない。」と主張するが、審査請求人は、処分庁に対し、電話で「取下届を提出したが届いているか？」と連絡しており、その際に「受け取っている」と話をされたため、その記載事実は否認する。

イ 処分庁は、弁明書において「令和4年度の一次入所申請者678名のうち約86パーセントが郵送により申請しているが、申請書の未着による不受理は1件もない。」と主張するが、確率や他に問題のなかったことによって受理した事実がないと主張することは不適當であり、その記載事実を否認する。

ウ 処分庁は、弁明書において「審査請求人に対しては、状況を説明のうえ1月下旬から3月上旬にかけて7回以上、審査請求人と合計4時間以上の電話対応を行い、上述の内容を丁寧に行っている。」と主張するが、丁寧と主張する根拠は記載されていないため、その記載事実を否認する。

エ 処分庁は、弁明書において「審査請求人は、本件申込みの必要書類の一つである『確認同意書（令和4年度）』において、『転園が決定した場合は、いかなる理由によっても取り消しをすることはできません（現在在籍している園は退園となります）。』の項目を確認したうえで同意の署名をしていること」を主張するが、申込みの際は雑な対応であり、確認等はされておらず、また、申込みの際に職員からは「転園の取消」ができる内容を説明されたため、その記載事実を否認

する。

オ 処分庁は、「今回の入所については、審査請求人の転園申請に基づき支給認定審査部会の合議により審査、判定を行い、市長が入所（転園）決定したものであり、希望しない保育園に行かされることによる精神的・経済的ダメージを与えられたという主張は妥当ではない。」と主張しているが、審査請求人の窓口や電話等での様子から、審査請求人が精神的ダメージを受けていることは明らかであり、精神的ダメージから、仕事も育児も手につかなくなり、経済的ダメージを与えられたのは明らかであることから、その記載事実は否認する。

カ 処分庁は、「多くの時間をとり丁寧に対応しており、対応した職員から人権侵害を受けたとの主張は妥当ではない。」と主張しているが、時間をかけたとしても、何の対処もしていなければ丁寧な対応ではないため、その記載事実は否認する。

キ 処分庁は、「審査請求人が郵送したとされている転園取下書は保育サポート課に到達しておらず、」と主張しているが、審査請求人は、取下届を郵送しているため、その記載事実を否認する。なお、和光郵便局にはさらなる調査を依頼しているため、結果が分かり次第、連絡をする。

(3) 口頭意見陳述による主張

ア 処分庁は、郵便の不備等について証明できる体制を整備しておらず（何日後に連絡がくる、来なかった時は連絡をください、書留で出してくださいといった記載はなく、また、こういうものを取っておいてくださいという案内もなかった。）、処分庁は、取下届が存在しないことは証明できないため、弁明書におけるその記載事実を否認する。

イ 本来届くはずの取下届について受理の手紙が来ないので処分庁に電話をした。その際に「お母さん取下届出てます」と言われた。同年度内で同じ書類を提出しているため勘違いされた可能性はあるが、処分庁が弁明書において「電話を受けた記録はない」と主張することについて、その記載事実を否認する。

ウ 処分庁は、丁寧に説明をし、丁寧に保育園の調整を行ったように弁明書に記載しているが、「こうこうこう説明しました。」という具体的な説明に関する記載はなく、また、保育園の調整についても対応してもらったという印象が全くないため、その記載事実を否認する。処分庁が転園先との面談の調整や転園手続についての説明を行ったことを丁寧な説明を行ったことの裏付けとして利用していること自体、納得がいかず、許せない。

よって、令和4年1月27日付け和保サ第541号で通知のあった審査請求人に対する保育園の利用調整結果に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 処分庁の主張

弁明書による処分庁の主張は、

- (1) 審査請求人は、「取下届を処分庁に提出したにもかかわらず、転園の決定が取消されなかったことが妥当ではない。」と主張するが、処分庁では取下届を受領した事実はなく、審査請求人が取下届を令和3年12月13日頃に投函したことを証明する根拠もないことから、支給認定審査部会の合議により審査、判定を行い、処分庁が入所（転園）決定をしていることは適切である。また、令和4年度の一次入所申込者678名のうち約86パーセントが郵送により申請しているが、申請書の未着による申請の不受理は1件もないこと。なお、本件処分を行うまでの間、審査請求人からは、処分庁に取下届を郵送した旨の連絡及び到達の確認についての問い合わせは来ていない。処分庁は、令和4年1月下旬から3月上旬にかけて7回以上、審査請求人と合計4時間以上の電話の対応を行い、継続してほんちょう保育園に通園できないことについて説明を丁寧に行っており、また、3月上旬に審査請求人が窓口に来た際も複数の職員で対応し、転園先のみなみ保育園との入所における面談の調整及び4月以降の転園の手続について説明を行っている。なお、審査請求人は、本件申込み書類の一つである「確認同意書（令和4年度）」において、「転園が決定した場合は、いかなる理由によっても取り消しをすることはできません（現在在籍している園は転園となります）。」の項目を確認した上で同意の署名をしていることから、在園している保育園を退園となることを知りながら転園の手続を行っていることを申し添える。
- (2) 審査請求人は、「審査請求人の児童は、保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず、これまでどおりの希望の保育園に通えないことから保育を利用できないことにより就労が困難になり、生活が困窮する」と主張するが、アのとおり、審査請求人は、本件申込み書類の一つである「確認同意書（令和4年度）」において、「転園が決定した場合は、いかなる理由によっても取り消しをすることはできません（現在在籍している園は転園となります）。」の項目を確認した上で同意の署名をしていることから、就労が困難になることはなく、生活が困窮することにはならないため、当該主張は妥当ではない。
- (3) 審査請求人は、「市町村は保育を必要とする場合において、児童を保育所において保育すべき義務を負っているにもかかわらず、その義務を果たしていない。」と主張するが、審査請求人の児童は、引き続き転園先の保育園を利用することができることから、処分庁は保育すべき義務を果たしているため、当該主張は妥当ではない。
- (4) 審査請求人は、「審査請求人は、本来であれば現行の保育園に継続して通うことができたにもかかわらず、不当な本件処分によって希望しない保育園に入所させられ、ひとり親で調整等も大変であるのに負担がかかり精神的ダメージ、経済的ダ

メージを与えられており、権利を侵害されている。」と主張するが、本件処分は審査請求人の転園申請に基づき支給認定審査部会の合議によって審査、判定を行い、処分庁が入所（転園）決定したものであり、審査請求人の、希望しない保育園に行かされることによる精神的・経済的ダメージを与えられたという主張は、妥当ではない。

(5) 審査請求人は、「処分庁は、公正な方法での利用調整や、努力義務を行っていないため、児童福祉法第24条第3項に違反する。」「審査請求人は、対応した処分庁の職員から人権侵害を受けた。」と主張するが、本件処分は、和光市保育の必要性の認定に関する条例に基づき適切な方法で利用調整を行っており、審査請求人の主張は、妥当ではない。

(6) 審査請求人は、「処分庁は、審査請求人が提出した文書を紛失している可能性があり、個人情報管理に係る関係法令並びに行政手続法第7条及び第9条第1項に違反する。」と主張するが、審査請求人が郵送したとされている取下届は処分庁に到達しておらず、送付されたことを証明する根拠も示されていないことから文書紛失の事実はない。よって、文書管理は適切に行われていることから、審査請求人の、行政手続法等の違反があるとの主張は、妥当ではない。

よって、審査請求人が主張する審査請求の理由について否認するというものである。

理由

本件処分の違法性又は不当性について

1 取下届の効力について

取下届の効力については、審査請求人は、令和3年12月13日頃、取下届を投函したと主張しているが、これは普通郵便により郵送したとの主張であり、取下届の引受や配達記録を証明する資料は提出されていない。他方、処分庁は、審査請求人が取下届を投函した事実は明らかでなく、取下届が到達した事実もないと主張している。また、処分庁は取下届が到達していないことを確実に証明できるとはいえないものの、処分庁は保育園申請等に関する受付簿として「保育園入園申請受付簿」を作成しており、同受付簿には審査請求人の取下届の記載がなかったことが認められる。

以上からすれば、審査請求人の取下届が処分庁に到達した事実を認めることはできず、審査請求人による取下げの効力が生じたということとはできない。

2 日本国憲法第13条、第14条及び第25条並びに児童福祉法第1条違反について

日本国憲法第13条、第14条及び第25条並びに児童福祉法第1条違反については、日本国憲法第13条及び第14条は、基本的人権について、同法第25条は、社会権の一つである生存権について、児童福祉法第1条は、児童の基本的な権利の保障について規定

しているものである。

よって、本件処分は、保育園における保育を決定するものであり、本件処分そのものによって当該規定に違反する性質を有さないため、日本国憲法第13条、第14条及び第25条並びに児童福祉法第1条の違反については、理由がない。

3 児童福祉法第3条の3及び児童福祉法第24条第1項違反について

児童福祉法第3条の3及び児童福祉法第24条第1項違反については、

(1) 児童福祉法第3条の3は、市は、児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行う旨を規定しているものである。よって、保育園における保育を決定するものであり、本件処分そのものによって当該規定に違反する性質を有さないため、理由がない。

(2) 児童福祉法第24条第1項は、市は、保育が必要な児童について保育所において保育をしなければならない旨を規定しているものである。よって、本件処分は、保育園における保育を決定するものであり、同項の規定に沿うものであり、理由がない。また、本件処分が現在入園している保育園からの転園を決定するものであることから、保育が必要な児童については継続して保育が提供されている。

よって、(1)及び(2)により、児童福祉法第3条の3及び児童福祉法第24条第1項違反については、理由がない。

4 児童福祉法第24条第3項違反について

児童福祉法第24条第3項違反については、市は、保育の需要に応ずるに足る保育所等に対し、保育が必要な児童の利用の要請を行う旨を規定するものである。よって、本件処分は、保育園における保育を決定するものであるため、同項の規定に沿うものであり、本件処分が現在入園している保育園からの転園を決定するものであることから、保育が必要な児童については継続して保育が提供されているため、同項の違反については、理由がない。

5 個人情報の管理に係る関係法令並びに行政手続法第7条及び第9条第1項違反について

個人情報の管理に係る関係法令並びに行政手続法第7条及び第9条第1項違反については、行政手続法第7条は、行政庁に申請が到達したときに遅滞なく当該申請の審査等を開始することについて、第9条第1項は、標準処理期間を定めて公にすることについて規定しているが、1のとおり、審査請求人の取下届が処分庁に到達した事実を認めることはできず、よって、個人情報の管理に係る関係法令並びに行政手続法第7条及び第9条第1項違反があった事実は認められない。

結論

以上のとおり、本件審査請求には本件処分を取り消すべき違法性又は不当性の理由がな

いから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年2月15日

審査庁 和光市長 柴崎 光子

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。